

# まよう★COLOR

人権総合情報誌 2025.08

VOL.

23

輝き☆People

エッセイスト

犬山 紙子さん

## ハラスメントと 向き合おう!

われら、企業市民

株式会社ウエダ本社

特集企画

子どもの権利

読者プレゼント

抽選で3名様に  
犬山 紙子さんのサイン入り色紙  
+  
株式会社ウエダ本社の  
『ワーキングスペース利用券』  
をプレゼント!

# ハラスメントと向き合おう!



パワハラ、セクハラなどのいやがらせ…なぜ職場や社会にこうした問題が絶えないのか? どうすれば問題を無くせるのか? 傷ついた心への向き合い方は? ハラスメント問題に関して各メディアで積極的に発言されているイラスト・エッセイストの犬山紙子さんにお話を伺いました。

## 犬山 紙子

仙台のファッションカルチャー誌の編集者を、家庭の事情で離職。20代を難病の母親の介護をしながら過ごす。2011年、女友達の恋愛模様をイラストとエッセイで書き始めたところネット上で話題になり、マガジンハウスからブログ本を出版しデビュー。現在はTV、ラジオ、雑誌、Webなどで活動中。2014年に結婚、2017年に第一子となる長女を出産してから、児童虐待問題に声を上げるタレントチーム「こどものいのちはこどものもの」を立ち上げ、社会的養護を必要とするこどもたちにクラウドファンディングで支援を届けるプログラム「こどもギフト」メンバーとしても活動中。

世の中から「ハラスメント」が  
なかなかなくならない、  
その理由は何でしょう?

「ハラスメントとは何か」をしっかりと考え、対応している企業では確かに状況は改善しています。しかし、「国や行政からの要請で仕方なくやっている」というような企業では、その対応はおざなりになりがち。「何でも」ハラスメント“と言われるようになってやりづらい”といいながら形だけの対策になる。ハラスメントがなくならないのは、そうした「古い時代」の理不尽が継続している、という事情があるのではないのでしょうか。

職場のハラスメントだけではなく、教育機関や医療・福祉機関、様々なサービスの現場などで起るハラスメントが話題になっています。様々なハラスメントを耳にするようになったのは、それをオープンにしやすくなった結果。SNSなどを通じて皆が意見を発信するようになり、それをメディアが取り上げるようになったことが、顕在化を後押ししています。

一方、安易に「ハラスメント」という言葉が使われてしまうという好ましくない傾向もあります。たとえば、メールやメッセージアプリの文章の最後につける「。」がなんだか威圧的だ、という「マルハラ」が話題になりましたよね? こんなふうにはハラスメントがネタとして消費されてしまうと、本当にハラスメントで苦しんでいる人のケースを軽視することにもつながります。

## ハラスメントを 受けてしまったら?

まず、自分の気持ちを大切にしてください。そして、「こんなことを言われた」「こんなことをされた」という感情を“なかったこと”にしないでください。そして、「自分が悪かった」と無理やり自分に原因を求めする必要はありません。

自分が傷つけられたということと認められると回復も早いと思います。

とにかく一番に「自分の安全性をどう保つか、どう傷をケアするか」を考えてほしいです。信頼

できる人や機関に相談したり、安心できる人のそばで休息を取る。暴言や不当な扱いを受けたそのとき、その場で言い返したり抗議したりすることはとても難しいことです。何もしないと問題は解決されず、他の人や下の世代の人々に同じ思いをさせる結果になるかも、と自分を責めてしまうかもしれませんが、まずは自分のケアを。周りに頼ることで変わるきっかけになることもあります。

できれば、まずハラスメントの証拠を取り、会社の相談窓口、それが無い場合は行政の窓口にご相談してください。ここで大切なのは、「孤立しないこと」。身近に信頼できる上司や友人がいれば、相談しましょう。会社や公的な相談機関もあらかじめチェックしておくことの良いと思います。相談の心理的なハードルを下げておくことが大切です。また、SOSを出せる相手をつくっておけると良いですよ。ただ、相談する相手はしっかり選びましょう。相手を間違つと、相談しても「それはあなたにも非があっ

たんじやない？」と言われる、といった二次被害を受ける可能性があります。あります。

また、同僚が被害に遭っている場面を見る場合もあります。そのときにあなたに果たせる役割はたくさんあります。たとえばハラスメント加害者と被害者の間に立つ「仲介者」。目にした被害を問題解決できる人に伝える「通報者」。また、被害を受けている人と関わりを続ける「避難所」としての役割も果たせます。苦しんでいる人に傾聴し、寄り添えると良いなと思います。そこで今後の対処法を一緒に考えるのがいいでしょう。証拠の取り方や通報先など：二人でメモを残しておくこと効果的です。関連部署や行政機関に被害を訴える際は匿名のメールでも構いません。

### ハラスメントを受け、

### 傷ついた自分の心を

### 癒やすために必要なのは？

本来は加害者側が100%悪いのに、受けたほうがレジリエンス(回復力)をつけなければならな

いなんて、おかしいですよ。でも、どんなことがあっても着実に、心を回復する力は、生きていくために必要なものです。自分の感情を否定するのをやめ、傷ついたときはそれを認めること。自分の心の傷に向き合うことが、回復への第一歩です。

一方で、誰でも感情的になることがあり、そこから加害者になってしまうことがあります。

私も夫とケンカしたとき、感情をあらわにしたことを正当化するために、理屈をこじつけて被害者意識を持つてしまい、さらに暴言を吐いてその後反省したことも：そこから私は自分の「加害性・権力性」に気づき、自らカウンセリングを受けました。そこではじめて自分が「夫を頼ろう」「甘えたい」という気持ちを抑えつけ、怒りに変えていたことに気づいたんです。

「ハラスメントがうるさく糾弾されすぎている」となぜか被害者意識を持つ人が一定数います。ハラスメントのある状況が否定されると、自分がパワハラに苦しみながらもがんばった、という過去を否

定された気分になるのだと思いません。「セクハラくらい私の世代は受け流せた」と述べる女性も同じです。彼・彼女らは過去にひどく傷つけられ、十分に癒やされていないのです。だから、後の世代にもそれを押し付けようとする。「虐待の連鎖」という、児童虐待のケースにも見られる構図です。自分の気持ちにフタをしてきたせいで、まるで呪いのように被害が再生産されている。実はこういう人にこそ、ケアが必要だと思っただけです。ひどい時代を生きた人々が十分に癒やされ、ほんとうの自尊心を取り戻すことが必要なのではないでしょうか。

誰もがもつとカジュアルにカウンセリングを受けられればいいのに、と常々思っています。「ちよつと心がしんどいな…」と思つたときに訪ねれば、カウンセラーは規定時間の限りあなたの話に耳傾けてくれます。そしてあなたの感情をうまく外在化させてくれます。カウンセラーには守秘義務があり、話は口外されません。

認定心理士や公認心理師といっ

た資格を有しているカウンセラーをおすすめします。ハラスメント問題に強いカウンセラー、仕事の悩みに強いカウンセラーなど、カウンセラーにもそれぞれ得意分野があります。一度受けてみて「あれ？この人合わないな…」と思ったら、遠慮なく別のカウンセラーを探しましょう。きっと自分に合うカウンセラーがいるはず

### ハラスメントのない

### 社会をつくるために

### 必要なことは？

まず、「ハラスメントは許さない」という風土を根付かせるためにも、意思決定権を多様な人々に与えるべきだと思います。近年、上司や人事部だけではなく同僚や部下も人事評価を行う「360度評価」が一部で導入されています。そうして会社の企業の権力をできるだけ多様な人々に分散させることが、ハラスメントをなくすことの近道だと思えます。

大人社会にハラスメントがあるように、子ども社会にもいじめ

問題があります。子どもの世界と大人の社会は地続きですね。親も自分の子どもが「いじめられるのでは」と心配しますが、「人をいじめるのでは」という心配はしないものです。「いじめをしない」ように子どもたちを導いていくことは、将来のハラスメント加害・被害の芽を摘むことにつながると思います。

### 本誌読者の皆さんに メッセージをお願いします。

企業の皆さん、特にそのトップにおられる方は、ハラスメントに向き合ってください。従業員の人権を守ることが、働きやすく笑顔のあふれる職場をつくります。また、今ハラスメントに苦しんでいる人には、行政にはたっくさんの相談窓口があることを伝えたいです。窓口の電話番号をスマホに登録しておくだけでも、それは心のお守りになるでしょう。

誰もが人として尊重され、生きやすい世の中を一緒につくっていきましょう！

#### ●パワハラに関する御相談はお近くの総合労働相談コーナーへ

- 京都駅前総合労働相談コーナー ..... ☎075-342-3553  
(京都府内限定フリーダイヤル) ..... ☎0120-829-100
- 京都労働局総合労働相談コーナー ..... ☎075-241-3221
- 京都上総合労働相談コーナー ..... ☎075-462-5112
- 京都下総合労働相談コーナー ..... ☎075-254-3196
- 京都市南総合労働相談コーナー ..... ☎075-601-8322

#### ●セクハラやマタハラに関する御相談は労働局雇用環境・均等室へ

- 京都労働局雇用環境・均等室 ..... ☎075-241-0504



新著「女の子に生まれたこと、後悔してほしくないから」では、母娘関係、性教育、ジェンダー、SNSとの付き合い方、外見コンプレックス、いじめ、ダイエットなど子育ての不安を専門家へ取材。

### 読者プレゼント

## サイン入り色紙・株式会社ウエダ本社からのプレゼントを差し上げます！

犬山紙子さんのサイン入り色紙と株式会社ウエダ本社のワーキングスペース利用券をセットで3名様にプレゼントします。

**応募方法** 以下のいずれかの方法で御応募ください。

- ①ハガキに郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号を記入のうえ、以下の宛先に郵送
- ②京都市共生社会推進室公式SNS「Live Together」(@kyosei\_kyoto)をフォローし、ハッシュタグ「#きょうCOLOR」を付けて投稿

※②でお申込みいただき当選された場合は、ダイレクトメッセージにより、必要事項を確認します。  
※いずれも必ず本誌への御意見・御感想をお書きください。

**締切** 令和7年11月30日(日)(当日消印有効)

**宛先** 〒604-8571 (住所不要)

京都市共生社会推進室  
「きょう☆COLOR」Vol.23プレゼント係

★抽選結果の発表は発送をもって代えさせていただきます。

どしどし  
御応募ください！



京都市共生社会推進室公式SNS  
「Live Together」



(@kyosei\_kyoto)  
是非フォローして  
ください！



# 令和7年度 京都市人権レポート

京都市人権文化推進計画  
に基づく事業報告書

京都市では、人権文化推進計画に基づき様々な取組を進めています。昨年度の取組の一部を御紹介します。

## 困難な問題を抱える女性に対する支援事業 ～京都市女性のための相談支援センター「みんと」を開所！～

本市では、平成23年10月に京都市DV相談支援センターを設置し、配偶者等からの暴力防止に係る対策や被害者の自立に向けた支援を行ってまいりました。一方で、女性が抱える課題は多様化・複雑化しており、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことを契機として、令和6年7月から、包括的な女性の支援を行う「京都市女性のための相談支援センター」（愛称：みんと）を開所し、女性支援の充実を図っています。

【実績】相談支援件数724件（令和6年7月～令和7年3月）

### 〈支援の内容〉

- 相談（または他の相談機関の紹介）
  - カウンセリング、弁護士や精神科医との相談
  - 緊急時における安全確保に向けた支援
  - 福祉施策の情報提供、住居・就労等の自立支援
- など関係機関と連携し、相談者に寄り添った支援を行っています。

詳しくはこちらを  
御覧ください。↓



## 世界人権問題研究センター創立30周年 ～記念式典やシンポジウムを開催！～

令和6年12月に世界人権問題研究センターが創立30周年を迎えました。それに当たり、「創立30周年記念式典・シンポジウム」や「国際法及びLGBT等の性的少数者の人権に関する国際シンポジウム」が開催され（創立30周年記念シンポジウムについては、本市もセンターとの協働により実施）、多くの参加者に様々な人権課題の問題点や課題について知っていただく機会となりました。

### 〈創立30周年記念シンポジウム〉【京都市共催】

行政機関や地方自治体等に国際人権を浸透させるためにどのような制度が必要か、国内に人権委員会のない日本の現状について、パネリストをお呼びし、議論しました。

- テーマ：国際人権を日本国内の隅々に生かすために
- 参加者：200名



### 〈性的マイノリティに係る国際シンポジウム〉

東アジアで唯一同性婚を承認している台湾における法制度の整備過程を踏まえ、法制度未整備の日本においては、どのような問題や課題が生じているのか、パネリストをお呼びし、議論しました。

- テーマ：性的マイノリティの人権～性の多様性と法制度について考える～
- 参加者：58名



## 障害者差別相談体制の充実 ～障害者差別相談等の専門相談員を設置～

令和6年4月1日から「改正障害者差別解消法」及び「同法基本方針」が施行されました。これにより、これまで努力義務であった「事業者の合理的配慮の提供」が義務化され、基本方針に「地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現を図るため、市民にとって身近な市区町村が基本的な窓口の役割を果たすことが求められる」旨が新たに規定されました。

また、同日施行された改正精神保健福祉法で、精神科病院における障害者虐待の通報が義務付けられました。

これらを受けて、地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現を図るため、市民にとって一番身近な本市において、障害者差別相談体制を充実させるため、障害者差別相談及び虐待通報等の専門相談員を設置しました。

### 【実績】

相談対応件数 35件（令和6年度）、11件（令和5年度）、14件（令和4年度）

### 〈障害を理由とする差別に関する相談窓口〉

- 連絡先 京都市専門相談員（障害保健福祉推進室）  
電話 075-222-4565（相談専用・平日8:45～17:30）  
FAX 075-251-2940（障害保健福祉推進室兼用）  
メール syogai@city.kyoto.lg.jp（障害保健福祉推進室兼用）



「われら」  
企業市民

株式会社  
ウエダ本社  
utenaworks



## 様々なライフイベントと共に生きる女性に、 多様な働き方を提供

株式会社ウエダ本社は、よりよい職場環境を目指す組織をサポートする「働く環境の総合商社」。同社は、様々なライフイベントと共に生きる女性に「働く」ことを選択肢を提供する「utenaworks」事業を展開しています。担当の林菜摘さんにお話を伺いました。



はやし なつみ  
林 菜摘さん

**Q** 事業立ち上げの  
きっかけを教えてください。

2002年に岡村充泰がウエダ本社の代表取締役役に就任し、「女性の働く環境をなんとかしたい」とずっと思い続け、2018年にutenaworksという形で立ち上がりました。

たとえば、以前は会社で働いていたけれど子育てでブランクができてしまった女性、またはずっと専業主婦として家事と子育てに専念してきた女性：そんな人たちは「働く」ことに興味があっても慎重になります。しかし、彼女たちは子育てを通して企業にも有用な「ソフトスキル」を身につけているのです。ソフトスキルとは、たとえば忍耐力や傾聴力、思い通りにいかないことを乗り越える力、スルー力など：そんな力を企業の仕事に活用できたら、「生きる」として「働く」ことをうまくつなげることができると思っています。

**Q** どんな働き方が  
できますか？

当社が開催する「utenacafe」では、子育て中の女性が集い、語り合うことで『母』としてではない『自分』とは何か？について考える機会を提供しています。

そこから、もし仕事を始めたいと思った方は「utememberz」として私たちの一員に。そして新たに始まったサービス「utenaworklab.」で

は、業務委託としてメンバーに当社や他社の業務の一部をお任せしています。

各メンバーの事情に合わせて、働きたいときに働きたい分だけ働けるのが大きなポイント。例えば一日3時間の勤務で午前中のみ、というような勤務形態もOKです。仕事は今のところ電話応対や伝票の発行、SNSの運営など内勤業務が中心。ただ、子育て中の女性のコミュニケーション力やチームワーク力も見逃せない力です。

utenaworklab.の仕事に慣れ、さらに働きたいという方には、当社はもちろん他社や団体の広報用パンフレットやウェブサイトを、SNSの立ち上げなどを行う「プロジェクト型」のお仕事も用意しています。

その実例として、あるスーパーのSNSの立ち上げ・運用・投稿代行をメンバーが手がけました。このプロジェクトは当社が掲げているもう一つのテーマ、「地域振興」にも大きく関わっています。地域の子育て中の女性をメンバーに募り、SNSの投稿について勉強会を開催。各自でテーマを考えてもらい、それを投稿に反映させました。またSNSの運用だけではなく、スーパー利用者ならではの目線を活かした商品企画やイベント企画、アイデア出しなど、メンバーの役割も広がっています。

メンバーからは「働くってこんなに楽しいことだったんだ！」と、と

## utena cafe ウテナカフェ

毎週火曜日、子育て中の女性を対象にウエダ本社内utena worksおよびオンラインで開催されている交流の場。家事や育児に追われて自分の時間が取れない女性が自分と向き合い、「母」ではない「私」を考える時間を作ることを目的としています。女性特有の健康のことやキャリアのことなど毎回テーマを決めて開催されます。



## utena worklab. ウテナワークラボ

子育てを機に仕事から離れた女性、またはこれまでに仕事をしたことがなくても「働く」ことに挑戦してみたい女性向け「子育て女性」と「企業」、双方にシナジーをもたらすプラットフォームです。月2,000円の会費で自分の好きな時間に仕事を受け報酬を得るほか、振り返りの機会等で、「働く」をサポートします。



こうして各所地域とのつながりの創生に向けた取組として、地域で眠っている遊休資産をリノベーションした地域向けの「集いの場」。建物に新たな役割を与えることで、地域に変化をもたらしたいと考えてきました。ここでは地元の女性向け、交流や雇用促進の機会を提供しています。

京都のみならず全国にこうした地域拠点を増やし、各所で女性に自分自身のことや「働く」ことについて考えるための取組を増やしていくことが当社の大きな目標です。

また、今後は長期間の出産・育児休暇に入っていた女性に向けて、週に数回ずつ働くなど、職場復帰に向けたウォーミングアップの場を提供することも計画中です。

何社かの企業様より「ぜひutenaと仕事をしたい」というお話をいただいております、今後はメンバーの仕事にも更なる広がりがある

### Q 今後の取組について教えてください。

でもポジティブな意見を得ています。また、「私たちがこうして働くことが『日本の働き方』を変えることにつながるってほしい」という、うれしい声も。

当社の社員にとっても、彼女たちの姿を見て、「自分の仕事にはそれだけの価値があったんだ」と仕事そのものを見つめ直すきっかけにもなっています。

### Q 京都市民に、京都の中小企業に向けてメッセージをお願いします。

女性の活躍のあり方に「こうでないといけない」という正解はありません。一人一人のできることを、やりたいたいことも違います。当社はそんな潜在能力を引き出し、社会との接点をつくっていききたい。そして、全ての女性がそれぞれ望む生き方を、諦めずに生きていくことを支えていきたいと思っています。もし「働く」ことに少しでも興味がある女性は、ぜひutena cafeに訪れてください。当社の活動に興味を持たれた企業の御担当者様も、ぜひ御連絡をお願いします。

一歩ずつ当社の活動が、日本の女性の、そして働く人すべての「働く意識」を変えることにつながってほしいと願っています。

### プレゼント

本誌への御意見・御感想を送ってくださった方に



株式会社ウエダ本社から  
3階コワーキングスペースの  
利用券をプレゼント!

応募方法についてはP3プレゼントコーナーを御覧ください

※応募者多数の場合は抽選となります

### 吉山さんの一日 <例>

#### utena worklab.で働く日

- 5:00 起床  
お弁当や朝食の準備
- 6:00 自分の時間(ヨガや作品作り)、一人で朝食
- 7:00~8:00 子ども起床、朝の支度をして学校に送り出す
- 10:00 ウエダ本社に出勤  
utenaworks業務
- 13:00 退勤
- 14:00 子どもが帰宅(宿題を見たり、おやつ準備)
- 16:00 夕食の買い出し・準備、子どもをお風呂に入れる
- 19:00 家族で夕食
- 20:00 洗濯、自分の時間(作品作りや読書など)
- 22:00 就寝

企業で働いた経験がなく、子育てしながらできる仕事をハローワークで探していましたが、なかなか見つかりませんでした。そこで友人からutena cafeに誘われてutena memberzに参加。週2回、3時間、utena worklab.で働いています。自分で時間を調整して働けるから、子育て中も家でずっと続けてきたハンドメイドアクセサリー制作にも取り組むことで、良い生活の循環が生まれています。utenaでNPO団体の広報に関わり、この分野の仕事に関心を持ちました。働くことの楽しさを知った今、今後も自分のやりたいこととの両立を図りながら、さらにキャリアを広げていきたいと思っています。

utena memberz  
吉山 久美子さん



### 当事者の声

自分のペースを守りながら  
新たなキャリアの展望も

みんなで考えよう

# こ ども の 権 利

ぜん べん  
～前編～

もちろん!

## こ ども に 権 利 があるの？

あらゆる人ひとに、生まれながらに、「人権じんけん」、つまり、「人ひととしての尊厳そんげんが守られ、幸せしあわに生きるために必要な権利ひつよう けんり」があるんだ。

おとなにも子どもにも、先生せんせいにも児童じどうや生徒せいとにも、おうちの人ひとにも、地域ちいきの人ひとにも、みんなに人権じんけんがあるんだよ。

### じんけん 人権ってどんなもの？

- ① あらゆる人ひとに人権じんけんがあります。
- ② 生まれたときから人権じんけんがあります。
- ③ 人権じんけんをうばい取ることはできません。
- ④ 人権じんけんは無条件むじょうけんにあるものです。
- ⑤ すべての権利けんりが同じように大切たいせつです。



何かの罰ばつとして取り上げられたりしないよ

何かのごほうびとしてもらえるものでもないよ

人権じんけんにかかるとさまざまな権利けんりの中で、どの権利けんりのほうが大だい事じなど、大切たいせつさの順位じゆんいはないよ



# 子どもには、おとなと同じ権利だけで十分かな？

「子ども」って  
どんな人？

子どもとおとなでちがっているのは  
どんなところだろう？



考えてみよう！

子どもが、幸せに生き、元気に成長するためには  
何が必要だろう？



そうか！成長している子ども  
たちには、子どもだからこそ  
必要なこともあるんだね。



子どもにどんな権利がある  
のかは「子どもの権利条約」  
という条約で、きちんと定め  
られているんだ！



※条約…国どうして定めたきまりで、国が  
守らなければならない約束

## こんなキャンペーンもあるよ

### ユニセフ・こども家庭庁共催キャンペーン

みんなが  
ひとしく  
もっている



#### こどものけんり プロジェクトとは？

ユニセフ・こども家庭庁共催キャンペーン  
「こどものけんりプロジェクト」は、  
日本における「子どもの権利」の正しい理解と普及を通じた  
子どもたちのウェルビーイングの向上を目指すキャンペーンです。



動画も  
見てね！



▶次号は後編として「子どもの権利条約」をお伝えします。(令和7年12月発行予定)

# ～里親という“家族のカタチ”～ はぐくみさんってなあに？



京都市には、様々な事情により自分の家族と暮らせなくなった子どもたちが約400人います。

その子どもたちを、自らの家庭に迎え入れ、温かな愛情と正しい理解を持って養育し、その成長をサポートする人が里親です。

里親制度は、児童福祉法に基づく子どもたちのための制度です。

京都市では里親のなかでも「養育里親」のことを、親しみをこめて「はぐくみさん」という愛称で呼んでおり、家庭的な雰囲気でも一人一人が尊重されて生活できるよう、里親委託を推進しています。



## はぐくみさんになるには？

健康面、経済面、子どもの養育への理解等の一定の要件を満たしている方であれば、特別な資格は必要ありません。

## なるためのステップは？



## あなたの街で「里親制度説明会」開催中！

はぐくみさんになろうかなと思っている方や、子どもたちのために何かできることはないかと考えている方は、ぜひ御参加ください！



▲詳しくはコチラから



里親制度を  
知りたい

京都市はぐくみさん応援WEBサイト  
<https://hagukumisan.city.kyoto.lg.jp/>

京都市 はぐくみさん

検索



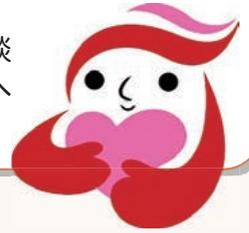
はぐくみさんに  
なりたい

京都市児童相談所  
電話：075-950-0748 FAX：075-950-1618

# 京都市犯罪被害者総合相談窓口 (公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター)について

京都市では京都市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者やその御家族・御遺族(以下、「犯罪被害者等」)が受けた被害の回復・軽減のための支援や、犯罪被害者等を支える地域社会の実現に向けた取組を推進しています。

犯罪被害者支援に係るワンストップ窓口として「京都市犯罪被害者総合相談窓口」を公益社団法人京都犯罪被害者支援センター(以下、「支援センター」)への業務委託により設置しています。



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギョっとちゃん」

## 支援内容

### ○相談事業

#### 電話相談

- |                      |                         |   |
|----------------------|-------------------------|---|
| ・犯罪被害者サポートダイヤル       | 0120-60-7830            |  |
| ・京都市犯罪被害者総合相談窓口      | 075-451-7830            |   |
| 月曜日～金曜日(正午～午後5時)     |                         |   |
| ・犯罪被害者サポートダイヤルほくぶ相談室 | 0120-78-3974            |   |
| 月曜日・木曜日(正午～午後4時)     |                         |  |
| ・全国共通ナビダイヤル          | 0570-783-554(通話料がかかります) |   |
| 毎日(午前8時～午後9時)        |                         |   |
- ※月曜日～金曜日 正午～午後5時は075-451-7830に転送されます。

#### 面接相談

犯罪被害者等から心理的相談、法律相談等の申し出があり、必要性が認められたときは、コーディネーターによるインテーク面接を行い、その事情に応じて無料面接相談を実施しています。

#### 専門相談

専門的な対応が必要なケースについては、専門家による法律相談、心理相談等を行います。

### ○直接支援事業

- ・訪問
- ・傍聴付添
- ・代理傍聴等

### ○広報啓発事業

被害者等が相談するきっかけとなり支援に繋がることを目指し、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動を行っています。  
寄付型自販機の設置に御協力ください! →>>>



## 京都ホンデリング～本でひろがる支援の輪～

皆さんから不要になった本やCD、DVDを寄贈していただき、その売却代金を寄付として、犯罪被害に遭われた方々への支援活動に役立てる取組です。

犯罪被害に遭われた方への支援のために御協力をお願いいたします!



詳しくはこちら↓



開催予定

令和7年10月 3日(金)	カスタマーハラスメントの現状と課題 ～効果的な対策と組織体制づくりに向けて～
令和7年10月 9日(木)	企業に関わる人権(京都人権啓発行政連絡協議会主催) ①パワーハラスメント防止のための取組 ②公正な採用選考を目指して
令和7年11月13日(木)	変容する現代社会の部落差別

日時、会場、内容などの詳細は、京都市共生社会推進室HPを御確認ください!



## 総合支援学校生徒の進路開拓をめざす 『巣立ちのネットワーク』

『巣立ちのネットワーク』は、京都市内の総合支援学校(特別支援学校)高等部生徒の進路先の開拓・開発及び定着に向け、一人一人の障害に応じた進路を幅広く、多様に確保するための情報交換及び社会啓発等を推進するために活動しています。

### 第32回障害のある市民の雇用フォーラムのお知らせ

京都市内の総合支援学校(特別支援学校)卒業生の勤続10年・5年表彰式を行います。一般参加も受け付けておりますので、ぜひ御参加ください。障害のある方への理解を深め、障害の有無にかかわらず誰もが能力を十分に発揮できる職場づくりについて、共に考えましょう。

**日時** 令和7年11月11日(火)午後1時30分～午後4時40分

**内容** (1)勤続10年・5年表彰式  
(2)発表「京都市立総合支援学校の就労に向けた取組」

**定員** 100名(先着順)

**会場** 京都市総合教育センター 永松ホール

**<申込み・問合せ先>** 事務局:京都市立白河総合支援学校(075-771-5510)

申込みフォーム  
(一般用)



## 人権啓発パネル展「ハラスメントと向き合おう!」を開催します

**期間** 令和7年8月14日(木)～8月18日(月)

**会場** ゼスト御池 御幸町広場(地下鉄東西線「京都市役所前」駅下車)

※入場無料です。どなたでもお気軽にお立ち寄りください。

**<問合せ先>**

京都市文化市民局共生社会推進室人権文化推進担当 電話:075-222-3096



### 編集後記

最近様々ところで「ハラスメント」が問題視されていて、社会問題になっています。今回犬山さんのお話を伺って、「自分の感情をなかつたことにしない」という言葉が印象的でした。「弱いことは悪であり、弱さを認めてはいけません。」というどこか刷り込まれたイメージが自分自身を苦しめることがあります。日本では海外に比べてカウンセリングを受けるハードルが高く、気軽に人に相談する機会も少ないのではないのでしょうか。

被害者も加害者もまずは自分自身の感情を認め、向き合うことが第一歩です。御自身も悩みながら前に進まれている犬山さんの姿が、今悩みを抱えている方のエールになれば良いと思います。

<法務省委託事業>

人権総合情報誌 きょう☆COLOR vol.23 (発行 令和7年8月)

発行:京都市 文化市民局 共生社会推進室

☎075-222-3096 FAX075-366-0139

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-1-3-0-0.html>

この冊子はホームページでも御覧いただけます。また、区役所・支所、市役所案内所ほかで配布しています。



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!

